

評価基準 浜松市ウエルネスニーズ分析業務

1 特定方法

浜松市ウエルネスニーズ分析業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案書の特定を行う。

2 評価方法

(1) 評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。

(2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。

ア 第1次審査 評価基準

第1次審査 評価項目		第1次審査 評価のポイント	配点
提案に対する評価 (60点)	取組方針の妥当性	・取組方針・取組体制等は妥当か。	5
	提案項目の理解度・適確性	・本業務の目的、内容を理解できているか。 ・提案内容が本市の要求水準を満たしているか。	15
	提案内容の独創性	・提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。	10
	提案内容の実現性	・提案内容は具体的で実現性があるか。 ・アンケートサンプル数を収集する工夫はあるか。 ・分析、統計・解析手法は適切か。	25
	提案内容の費用対効果	・提案内容に対し、参考見積金額は適切か。	5
その他 (5点)	社会貢献活動等に係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1項目取得…1点 2～3項目取得…3点 4項目以上取得…5点 (対象となる認証等) (1)浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2)浜松市消防団協力事業所の認定 (3)浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4)健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5)浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6)浜松市企業のCSR活動表彰（注1）	5
合計			65

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所 (※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。)

イ 第 2 次審査 評価基準

第 2 次審査 評価項目		第 2 次審査 評価のポイント	配点
ヒアリングの 評価 (95 点)	取組方針の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組方針・取組体制等は妥当か。 ・ 適切な知見を有するスタッフが含まれているか。 ・ 確実に業務を遂行できるスケジュールであるか。 	5
	提案項目の理解度・適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の目的、内容を理解できているか。 ・ 提案内容が本市の要求水準を満たしているか。 ・ 同種、類似した業務の実績は十分であるか。 	25
	提案内容の独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。 ・ 業務説明資料で要求する項目以外のもので、効果的な提案はあるか。 	10
	提案内容の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容は具体的で実現性があるか。 ・ アンケートサンプル数を収集する工夫はあるか。 ・ 分析、統計・解析手法は適切かつ効果的なものであるか。 ・ 分析を踏まえたアンケート設問設定について、効果的な提案があるか。 ・ 市民の健康に関する意識変容・行動変容のきっかけとなる要因の特定のための具体的な提案があるか ・ ヘルスケアアプリの健康への寄与度等に関して効果的な提案があるか。 	50
	提案内容の費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に対し、参考見積金額は適切か。 	5

その他 (5点)	社会貢献活動等に係る認証等の有無	<p>企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。</p> <p>(加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。</p> <p>1項目取得…1点 2～3項目取得…3点 4項目以上取得…5点</p> <p>(対象となる認証等)</p> <p>(1)浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2)浜松市消防団協力事業所の認定 (3)浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4)健康経営優良法人の認定(経済産業省) (5)浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6)浜松市企業のCSR活動表彰(注1)</p>	5
合計			100

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所(※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。)

3 受託候補者の特定

- (1) 第1次審査は提出された企画提案書等を「第1次審査 評価基準」に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が高い上位3者を特定する。ただし273点を最低基準点とし、最低基準点に満たないものは特定しない。
- (2) (1)で特定された者を対象に、第2次審査(ヒアリング)を実施する。第2次審査(ヒアリング)は「第2次審査 評価基準」に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が高い者を受託候補者として特定する。ただし420点を最低基準点とし、最低基準点に満たないものは特定しない。
- (3) 評価点の満点は次のとおりとする。
 - ・第1次審査(書面審査):455点(評価委員1人あたりの点数65点×評価委員7人)
 - ・第2次審査(ヒアリング):700点(評価委員1人あたりの点数100点×評価委員7人)
- (4) 第2次審査(ヒアリング)評価項目のうち評価委員1人でも0点がある場合は、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、又は、特定を見送るか等を検討する。
- (5) 提案者が1者の場合でも、(1)～(4)を適用する。
- (6) 第1次審査(書面審査)において、点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 第1次審査 評価基準の評価項目「提案内容の実現性」の点数が高い者を上位とする。
 - イ アも同点の場合は、第1次審査 評価基準の評価項目「提案項目の理解度・適確性」が高い者を上位とする。

(7) 第2次審査（書面審査）において、点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

ア 第2次審査 評価基準の評価項目「提案内容の実現性」の点数が高い者を上位とする。

イ アも同点の場合は、第2次審査 評価基準の評価項目「提案項目の理解度・適確性」が高い者を上位とする。